

一般社団法人 富山県児童クラブ連合会 表彰規程

一般社団法人富山県児童クラブ連合会が行う表彰は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第1条 児童クラブ、ならびに児童クラブの育成、または、児童クラブ活動の推進にあたっての育成者、またはその組織、および指導員に対して、その業績を表彰し、今後における、児童クラブ活動の振興を図ることを目的とする。

(被表彰者および団体)

第2条 表彰の対象は、次のとおりとする。

- ①団体表彰 児童クラブ組織、および児童クラブ育成指導者組織とし、おおむね10年以上継続して活動し、その業績が顕著であって、原則としてこの間、この表彰を受けていない組織。
- ②個人表彰 育成者及び指導者として、おおむね15年以上継続して、児童クラブの育成、および児童クラブ活動の指導にあたり、その業績が顕著であって、この間この表彰を受けていないもの。また、原則として、郡市町村児童クラブ連合組織、または同等と認められる表彰を受けているもの。
- ③その他 一般社団法人富山県児童クラブ連合会に対して、特別に功績があったと認められる個人または団体を、理事会が推挙し総会の承認を得て、特別に顕彰することができる。

(推薦方法)

第3条 推薦は、郡市町村児童クラブ連合組織、および本連合会理事会が行うものとする。

(選考)

第4条 選考は、本連合会執行役員会が行う。

2 選考の結果は、推薦組織、および被表彰者または被表彰団体に通知する。

(表彰及び副賞)

第5条 表彰の実施は、児童クラブ組織については、富山県児童クラブ大会、個人および育成組織については、本連合会総会の席上で行う。

2 被表彰者および被表彰団体には、表彰状ならびに記念品を贈呈する。

(その他の顕彰)

第6条 他の公的機関等が行う顕彰に、本連合会加入組織または個人を推挙することについては、本規程第3条を準用し、本連合会執行役員会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、理事会の同意を得て改定することができる。
- 2 この規程は、平成12年12月12日から施行する。
- 3 この規程は、一般社団法人への移行に伴い、平成24年4月1日より施行する。改定内容は、社団法人を一般社団法人に変更する。